# 「求人番号」

ハローワークはこの番号を使って求人を整理して います。求人番号が分かれば全国どのハローワーク でも求人内容を確認できます。

# 求人票の見方

受付年月日 令和元年5月18日

免許

普通自動車運転免許

労働時間

試用期間あり 期間 3ヶ月 試用期間中の労働条件 同条件

変形労働時間制(1ヶ月単位)

紹介期限日 令和元年7月31日

トライアル雇用

必須

# 「仕事の内容」

仕事の内容について、ハローワークの職 員が求人事業所に電話し、詳しい内容を確 認することもできます。

#### 「雇用形態」

この欄の表示には以下の種類があります。

# ◆フルタイムの求人の場合

- ①「正社員」:直接雇用で、雇用期間の定 めがなく、フルタイムのもの
- ②「正社員以外」:契約社員、準社員、嘱 託など正社員以外のもの
- ③「有期雇用派遣」:期間を定めて雇用さ れる派遣労働者のこと。なお、労働者派遣 事業者(派遣会社)に登録して、仕事があ る時だけ雇用契約を結び、派遣先で働くい わゆる「登録型派遣」については、既に派 遣先が決まっている場合のみ、ハローワー クで取り扱っています。
- ④「無期雇用派遣」:期間を定めないで雇 用される派遣労働者のこと。
- (注) フルタイム=正社員とは限りません。

#### ◆パートタイムの求人の場合

- ①「パート労働者」:正社員より就業時間 が短いもの
- ②「有期雇用派遣パート」:期間を定めて 雇用される派遣労働者のこと。なお、労働 者派遣事業者(派遣会社)に登録して、仕 事がある時だけ雇用契約を結び、派遣先で 働くいわゆる「登録型派遣」については、 既に派遣先が決まっている場合のみ、八 ローワークで取り扱っています。
- ③「無期雇用派遣パート」:期間を定めな いで雇用される派遣労働者のこと。

# 「就業場所」

就業場所は、事業所所在地と違う場合も あるので、よく確認しましょう。

#### 「受動喫煙対策」

就業場所における受動喫煙の防止に向け た取組の内容を示しています。

#### 「就業時間」

パートタイム求人の場合、就業時間、労働日数は特に大切な条件です。「○○: ○○~□□:□□の間の△時間以上」と表示されている場合でも、シフトの都合で

希望の時間で勤務できないこともあります。

-定期間の労働時間が変則的な「変形労働時間制」や「交替制」など、どのよう な働き方なのか分からない場合は、窓口でよく確認しましょう。

# 「時間外労働時間」

早出出勤や残業のことです。時期により残業時間に差がある場合があります。

パートタイム求人の場合、労働条件によって社会保険に加入する場合と加入できな い場合があります。

雇用:雇用保険。失業した場合などに支給されます。

労災: 労災保険。業務上の病気・ケガなどの場合に支給されます。 健康:健康保険。業務外の病気・ケガなどの場合に支給されます。

厚生:厚生年金保険。老齢になった場合、障害が残った状態となった場合、死亡した場合などに支給されます。

財形:勤労者財産形成促進制度。働く人の財産形成促進のための貯蓄制度です。

退職金共済:退職金を確実に支払うために企業が預金を社外に積み立てる制度です。



# 「試用期間」

労賃者派遣事業の許可番号

雇用期間の定めなし

契約更新の条件

雇

期

間

多くの事業所で試用期間を設 けています。試用期間中は賃金 等の労働条件が異なることがあ ります。よく確認しましょう。

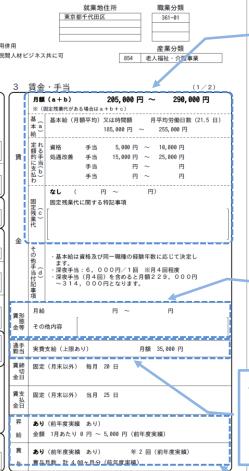
(1) 就 (3) 就業時間に関する特記事項 時 - 変形労働時間制により、(1) 7:00~16:00、(2) 10:00~19:00、(3) 16:00~翌10:00とし、シフト表で決定する。((3) は休憩120分) 間 \_\_\_\_ 時間外労働あり 月平均 10 10時間 36協定における特別条項 なし 特別な事情・期間等 年間休日数 604 108F 休 週休二日制 その他 В 4调8休 シフト制 等 6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 10 日

その他の労働条件等 退職金共済 退職金制度 雇用 労災 쓪 健康 厚生 加入保険 あり (動続 3年以上) 再雇用制度 あり 勤務延長 なし (一律 60歳) (上限 65歳まで) 入居可能住宅 利用可能託児施設 なし 託児施設に関する特記事項 ハローワークより:求人票は雇用契約書ではありません。採用時には必ず、書面に

フルタイム:正社員の他、正社員と同じ就業時間の従業員を募集する求人は、雇用形態にかかわらずフルタイム求人になります。

パートタイム:正社員より就業時間が短い従業員を募集する求人は、パートタイム求人になります。

(注意) 月給制=フルタイム、時給制=パートタイムではありません。



#### 「賃金」(税引き前)

#### ◆フルタイム求人の場合

#### 月額(換算額)で表示されます。

◆パートタイム求人の場合

時間額が表示されます。日給制や月給制の場合も平均的な勤務時間により時間額 に換算されて表示されます。

賃金、就業日数・時間などに応じて、所得税や社会保険料(雇用保険、健康保険、 厚生年金、介護保険)などが引かれますので、実際の手取り額は少なくなります。 注意してください。

#### 「固定残業代(c)」

固定残業代とは、時間外労働の有無にかかわらず固定的に支給されるものです。 「あり」の場合はその内容(固定残業代に相当する時間など)をよくご確認ください。当面の間、b欄に記載されている場合もあるのであわせてご確認ください。

#### 「賃金形態」

この欄の表示には以下の種類があります。

「月給」:月額が決められて支給。

「日給」:日額×勤務日数で支払われる。

「時間給」:時間額×勤務時間数で支払われる。

「年俸制」:年額が決められ、各月に分けて支給される。各月の支給額の分け方

はいろいろ。

# 「通勤手当」

「実費(上限なし)」:実際に通勤にかかる費用が全額支給されます。

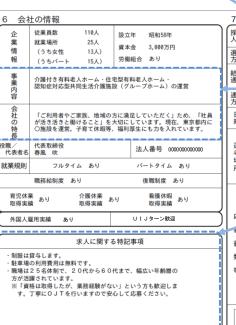
「実費(上限あり)」:上限額を限度に、実際に通勤にかかる費用が支給されます。

「一定額」:表記された一定額が支給されます。

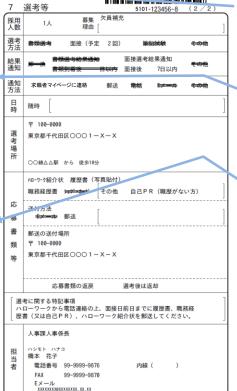
事業所番号

「なし」: 通勤手当は支給されません。

(注)通勤手当が実費ではなく、会社規定の計算方法により支給される場合があります。



より労働条件の明示を受けてください。



### <u>「昇給」「賞与」</u>

実際に支給される金額は、会社・個人の業績により変動することがあります。

# 「事業内容」「会社の特長」

仕事の内容や労働条件だけでなく、会 社の事業内容や特長も確認しましょう。

#### 「求人に関する特記事項」

労働条件や応募条件など重要なことが 記載されている場合があります。漏らさ ず確認しましょう。

#### 「就業場所・選考場所の地図」

就業場所や選考場所の地図は、ハローワーク内に設置されたパソコン (検索・登録用端末) や、ご自宅のパソコン、スマートフォンからハローワークインターネットサービスで確認できます。

また、窓口で求人をご紹介する際に お渡しします。